

(参考様式3)

会 議 録 (要約)

会議の名称	第17期第5回東村山市立公民館運営審議会				
開催日時	平成25年12月9日(月) 18時~20時				
開催場所	中央公民館 第3集会室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 倉田会長・村上・小松・縣・遠藤・滝川・永吉・本保 芦沢 各委員 (市事務局) 内野公民館長・湯浅崎館長補佐・小山萩山公民館長・ 田中秋津公民館長・川嶋富士見公民館長・時岡廻田公 民館長・前田事業係長				
傍聴の可否	傍聴 可能	傍聴不 可の場 合はそ の理由		傍聴 者数	0名
会議次第	1 あいさつ 2 報告事項 (1) 平成25年度東京都公民館連絡協議会委員部会運営委 員会(9月・10月定例会) (2) 平成25年度東京都公民館連絡協議会委員部会第2回 研修会(12/1) (3) 第51回東京都公民館研究大会(1/18) (4) 公民館事業報告 3 審議事項 (1) 公民館施設(展示室、保育室、和室等)利用目的の緩和 (2) 公民館内における飲食の取扱いについて (3) 平成26年度公民館市民講座テーマについて (4) 第17期の検討課題 4 その他 次回日程等				

会 議 経 過 (要約)

1 あいさつ

倉田会長、内野公民館長より

2 報告事項

- (1) 平成25年度東京都公民館連絡協議会委員部会運営委員会(9月・10月定例会)
倉田会長より報告(資料①、②参照)
- (2) 平成25年度東京都公民館連絡協議会委員部会第2回研修会(12/1)
遠藤委員より報告
- (3) 第51回東京都公民館研究大会(1/18)
同大会の内容、参加者等について館長補佐より報告
- (4) 公民館事業報告
平成25年度中期事業内容及び後期事業予定について事業係長より報告(資料③参照)

3 審議事項

- (1) 公民館施設(展示室、保育室、和室等)利用目的の緩和

【館長補佐】

前回に引続き、利用目的の緩和についてご審議いただきたい。前回、ご指摘を受けた各館の擦り合わせを行い、改めて緩和案を作成した。地区館によっては、図書館と併設している等、構造上の違いもあることから、すべて一致している訳ではないが、ある程度は揃えることができた。

また、この案については、試行的なものであり、一定期間実施してみて再度検証する必要があると考えている。

【A委員】

利用目的の緩和の内容については、問題ないと思うが、利用者にどのように周知するかが問題である。利用目的の団体毎に周知が必要ではないか。

【B委員】

せっかく緩和するなら、登録団体への周知とアピールが必要である。

【C委員】

試行的な取り組みであることから、この案をそのまま公表するのは難しいと思う。公民館のホームページ等で、利用目的が試行的に一部緩和されたこと又

は「窓口にてご相談ください」との案内を載せてはどうか。

【館長】

利用目的の緩和については、試行的に実施することとするが、その周知の方法については、再度検討する。

(2) 公民館内における飲食の取扱いについて

【館長補佐】

公民館内における飲食の是非については、平成24年10月に当審議会からいただいた自主研修会報告の中の改善点一覧において、サービス管理に関する事項として「飲食の便宜を図る」ことが挙げられている。

この点に関して現在、一部の部屋では、ある程度の飲食を認める運用をしているが、統一的な運用がなされていないため、今後は、飲食に伴うゴミは必ず持ち帰ること、立食パーティー等、飲食自体を目的とした部屋の利用は認めない、絨毯敷きの部屋及びホールについては、従来どおり原則飲食不可とすること、アルコール類は、一切認めないというルール、条件に基づき館内の飲食について便宜を図っていきたい。

【A委員】

基本的な考え方は、とても良いことであると思うが、違反者に対しては、次回以降の飲食の制限も必要ではないか。また、宅配の取扱いについてはどうなるのか。

【館長補佐】

先程、申し上げたルール、条件の範囲内であれば、宅配のものであっても飲食可とする。

【D委員】

飲食により部屋を汚されるおそれがあるため、雑巾などを備え付けておく必要があるのではないか。

【B委員】

この件についても、利用者への周知とアピールが必要である。

【C委員】

公民館だよりによる周知を検討してはどうか？

【館長】

今回の公民館だよりによる周知を検討する。

(3) 平成26年度公民館市民講座テーマについて

【事業係長】

別紙「平成26年度開催市民講座提案一覧」に記載してある36講座の中から

ら、14講座を選定し、次年度の公民館市民講座のテーマとしたい。ついては、選定した内容を4月1日の市報に掲載したいので、各委員が選定したものを今月中に回答していただきたい。

(4) 第17期の検討課題

時間の都合上、次回の検討とする。

4 その他

次回日程等

平成26年2月3日(月) 午後6時より

問 合 わ せ 先

教育部公民館

担当者名 湯浅崎

電 話 番 号 042-395-7511

ファクス番号 042-395-7515